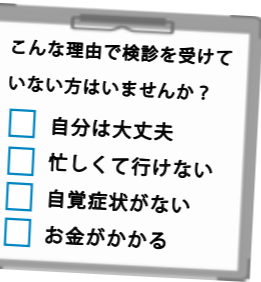


女性がん(子宮がん・乳がん) 施設検診を受診しましょう



子宮がん・乳がんは女性特有のがんで働き盛りの年代に発症するケースが多く、近年増加傾向にあります。早期には自覚症状がない場合もありますので、早めに検診を受診しましょう。

【受診方法】健康増進課へ事前に申し込みください。施設受診券を郵送します。

【実施期間】令和4年5月1日～令和5年2月28日



子宮がん検診 (20歳から)

内容	対象年齢	自己負担金	医療機関名(所在地)	予約	電話番号
頸部がん検査	20～29歳	800円	岡田・小松崎クリニック(大谷本町)	—	84-1941
			小菅クリニック(下高間木一丁目)	必要	84-3511
頸部がん・体部がん検査	30歳以上(※)	1,000円	柳田産婦人科小児科医院(並木町四丁目)	—	84-1833
			芳賀赤十字病院(中郷) ※受付は平日午前11時まで	—	82-2195
			ひがのクリニック(久下田)	必要	74-0051
			西真岡アクセプトインターナショナルクリニック(高勢町三丁目)	必要	80-1000

※体部がん検査は医師が必要と認めた方または希望する方

乳がん検診 (30歳から)

内容	対象年齢	自己負担金
視触診および超音波検査	30～39歳(40歳以上でマンモグラフィを希望しない方)	400円
視触診およびマンモグラフィ(2方向)	40～49歳	600円
視触診およびマンモグラフィ(1方向)	50歳以上	500円

医療機関名(所在地)	予約	検診内容	電話番号
亀山クリニック(亀山一丁目)	必要	①視触診+超音波・②視触診+マンモグラフィ	83-3212
鬼怒ヶ丘クリニック(上大沼)	必要	①視触診+超音波・②視触診+マンモグラフィ	84-1124
高野医院(中)	必要	①視触診+超音波	82-3162
芳賀赤十字病院(中郷) ※医事課で予約	必要	②視触診+マンモグラフィ	82-2195
福田記念病院(並木町三丁目)	必要	①視触診+超音波	84-1171
ふじた外科内科クリニック(田町)	必要	①視触診+超音波・②視触診+マンモグラフィ	80-2877
柳田外科肛門科医院(台町)	必要	①視触診+超音波	82-5525
芳賀中央病院(市貝町)	—	①視触診+超音波	81-5400

健康増進課健康づくり係 Tel 83-8122

医療用ウィッグ・乳房補整具購入経費の一部を助成

- 【対象者】
- 申請の1年以上前から住民登録をしている方
 - がんと診断され、その治療を行っている方
 - がん治療に伴う脱毛、乳房切除等により就労や社会参加等への支障または支障の出るおそれがあり、補整具を必要としている方
 - 市税を滞納していない方

- 【助成額】
- 購入経費の10分の9(100円未満切り捨て)
 ※①は30,000円
 ②は右側・左側各20,000円限度

- 【申請書類】
- 治療を証する書類や購入費用の詳細等が必要となりますので詳細は市HPを確認ください。

- 【対象補整具】
- 医療用ウィッグ(がん治療に伴う脱毛に対応)
 - 乳房補整具(右側・左側)



健康増進課地域医療係 Tel 81-6946

令和4年度

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

が一部変更となります

国民健康保険税の未就学児の均等割額が半額になります(手続き不要)

未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者)1人当たりの1年間の均等割額は、下表のとおりです。所得が少ない世帯への軽減(7割・5割・2割軽減)が適用されている場合の未就学児は、軽減後の均等割額からさらに半額となります。なお、他の税率(所得割・平等割・賦課限度額)について、令和4年度は変更ありません。

軽減割合	医療保険分		後期高齢者医療支援分		合計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
軽減なし	25,000円	12,500円	9,500円	4,750円	34,500円	17,250円
2割軽減	20,000円	10,000円	7,600円	3,800円	27,600円	13,800円
5割軽減	12,500円	6,250円	4,750円	2,375円	17,250円	8,625円
7割軽減	7,500円	3,750円	2,850円	1,425円	10,350円	5,175円

後期高齢者医療保険料の賦課限度額が変更となります

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢化や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、「栃木県後期高齢者医療広域連合」が見直しを行い、決定しています。令和4・5年度の保険料率は、次のとおりです。なお、所得状況による均等割軽減、被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、令和4年度も継続されます。

	令和2・3年度	令和4・5年度
均等割額(被保険者全員が等しく負担する金額)	43,200円	43,200円(変更なし)
所得割率(所得がある場合に所得割額を算出する割合)	8.54%	8.54%(変更なし)
賦課限度額(年間の保険料額の上限)	640,000円	660,000円(変更あり)

特別徴収(年金天引き)で納めていただいている方

4・6・8月の特別徴収(仮徴収)は、原則として令和4年2月と同じ額が引き落としとなります。10・12月・令和5年2月の特別徴収(本徴収)は、保険税(料)確定後の年額から、仮徴収額を除いた額を3回で納めていただくため、10月からの特別徴収額が変更になる場合があります。

※令和4年度の納付通知書は7月上旬に、特別徴収(年金天引き)の方は8月上旬に発送します

- 所得の申告をお忘れなく●
保険税(料)は、前年の所得をもとに計算されます。世帯主や被保険者の所得額が不明な場合は税(料)額の軽減判定等が行えず不利益となることがありますので、申告をお願いします。
- 普通徴収の納付には口座振替が便利●
【申し込み】市内の指定金融機関等および市役所納税課・二宮支所で手続き
【必要なもの】通帳、印鑑(通帳届出印)



国保年金課保険税係 Tel 83-8594
 栃木県後期高齢者医療広域連合 Tel 028-627-6805(代表)